

# 入札説明書

この入札説明書は、大判プリンター（複合機）の賃貸借契約に関する入札執行及び契約の締結までの留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は、次の事項を熟知かつ遵守の上、入札書等を提出されるようお願いいたします。

公 告 日 令和 7 年（2025 年）5 月 21 日

## 1 競争入札に付する事項

- |          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| (1) 契約名  | 大判プリンター（複合機）賃貸借契約                  |
| (2) 契約台数 | 1 台                                |
| (3) 仕様等  | 別紙仕様書のとおり                          |
| (4) 契約期間 | 令和 7 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日まで |
| (5) 納入場所 | 佐賀県唐津土木事務所（唐津市二タ子 3 丁目 1 番 5 号）    |

## 2 入札参加資格及び条件に関する事項

- (1) 本調達は、条件付き一般競争入札とする。
- (2) 入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。
  - ア 物品等の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を入札書の提出期限の時点で有すること。
  - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
  - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - エ 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
  - オ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
  - カ 大判プリンターを設置後、保守、点検、修理その他の速やかな対応を可能にするため、佐賀市以西の県内にサービス拠点となる営業所等を有する者であること。
  - キ 仕様書の要件を満たす物品を期限内に搬入できる者であること。
  - ク 過去 5 ヶ年の間に国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体と種類を同じくする契約を締結し、契約期間の合計が 1 年以上で、確実に履行した実績を有すること。
  - ケ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
    - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当課

郵便番号 847-0861 佐賀県唐津市二夕子3丁目1番5号  
佐賀県唐津土木事務所 総務課  
電話番号 0955-73-2861  
FAX 番号 0955-75-0457  
電子メールアドレス: karatsudoboku@pref.saga.lg.jp

#### (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和7年5月21日(水)から令和7年6月2日(月)まで佐賀県ホームページ(URL:  
<https://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載する。

#### (3) 入札者に求められる義務

ア 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書、営業概要書、同種契約の履行実績調書を、令和7年6月2日(月)17時00分までに3の(1)の担当課まで持参又は郵送(6月2日(月)17時00分までに担当課へ必着)すること。

イ 仕様書に示す参考品以外の物品で入札に参加しようとする者は、応札しようとしている物品についてカタログ又は仕様書等を添付の上、応札物品承認申請書を令和7年6月2日(月)15時00分までに3の(1)の担当課へ持参又は郵送すること。提出された資料を審査の上、同等品と認められた物品に限り、入札の対象物品とする。

ウ 入札参加資格及び応札物品承認申請の確認結果は令和7年6月9日(月)までに通知する。

エ 入札参加資格確認申請書を提出し、審査に合格した者で入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

#### (4) 入札等に対する質問等の受付等

本契約の内容及び入札手続き等に関する質問については、質問書に質問内容を記載し、令和7年6月2日(月)15時00分までに3の(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は同年6月9日(月)までに質問者及び他の入札参加資格確認申請書を提出したものに電子メールで行う。

#### (5) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和7年6月11日(水)午前11時00分  
イ 場 所 佐賀県唐津市二夕子3丁目1番5号  
佐賀県唐津土木事務所 大会議室

(6) 入札書の提出方法

入札書を持参すること。

(7) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人またはその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又は代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(9) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札または開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前の（１）の担当課に確認すること。

(10) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたもの、金額の訂正をしたものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法（明治 29 年法律 89 号）第 95 条により無効と認められるものを提出した者

ク 1 人で 2 以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(11) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(12) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係の無い職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回限度）を行う。

#### 4 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(3) 落札者は契約書を作成し、県に提出にしなければならない。

(4) この入札は、佐賀県長期継続契約に関する条例（平成17年佐賀県条例第16号）に規定する長期継続契約であり、令和8年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(5) 入札に参加する者は、参加にあたって知りえた個人情報、事業者の情報、その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(6) 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、令、規則の定めるところによる。

(7) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(8) 談合どおりの開札結果となった場合は、契約を締結しないことがある。

この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行う。

(9) この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書（電磁的記録による文書・資料を含む）について、本件手続き以外の目的に供してはならない。

(10) この入札に関する手続きに要する費用の一切は参加希望者の負担とする。